保存用資料

契約書を「公正証書」にする意味とは

公正証書とは、公証人が関係当事者の依頼を受けて法律行為その他私権(対語:公権)に 関する事実について作成する証書のことです。

公正証書を作成する意義のひとつに証拠力への期待があります。

私文書にも証拠力はありますが、一方の当事者の細工による契約内容の改ざんの危険がありますし、裁判の際に相手が契約内容を否認することも考えられます。

ところが公正証書は公文書としての扱いを受け、確定日付を付与されたそれは裁判の際 に完全な証拠力を認められます。

また公正証書には、私文書に無い一定の金銭支払い約束の執行力があります。

契約書で支払いの約束を取り交わしていたとしても、それが公正証書でなく相手が任意に(自分の意思で)支払わない場合は、相手の財産を強制的に差し押さえることができません。たとえ裁判を起こしても、勝訴の判決があって初めて相手の財産を差し押さえ、競売(強制競売)することができるのです。

金銭消費賃貸借契約書を作成する時に、相手と執行認諾約款を取り決めて公正証書にしておけば、相手の財産に対して直ちに強制執行ができます。

これが公正証書のもつ執行力です。

公正証書を作成する場合は公証人が内容のチェックをします。また未成年者、当事者(契約者)には、戸籍謄本、印鑑証明書、パスポート等の判断資料の提出が必要になります ので、契約を安全に行うことができます。

作成された公正証書の原本は公証役場において保管され、原本に基づいて作成された正本または謄本が交付されます。

公正証書作成のための必要書類

個人		法人	
本人出頭の場合	代理人の場合	代表者出頭の場合	代理人の場合
①本人の印鑑証明書 ②本人の実印	①代理人に対する委任状 ②本人の印鑑証明書 ③代理人の印鑑証明書 ④代理人の実印	①代表者の資格証明書 ②法人の印鑑証明書 ③法人の実印	①代理人に対する委任状 ②代表者の資格証明書 ③法人の印鑑証明書 ③代理人の印鑑証明書 ④代理人の実印

(注1)出頭者が公証人と面識がある場合は、出頭者の印鑑証明は不要。

(注2)印鑑証明書、資格証明書は、発行後6ヶ月以内のものに限られる。



Agora岐阜では [毎週土曜日 10時]より無料相談会を開催しています。

不動産の事に限らず、できる範囲で調べてお答えしています。是非ご利用ください。 担当者 [名和:090-3580-5844] [後藤:090-9194-6972] http://www.agora-gifu.com/